

平成 25 年度第 3 回香川県動物愛護推進懇談会 要旨

日時：平成 26 年 1 月 14 日（火）14:00～16:00
場所：香川県庁 本館 12 階 大会議室

【略語】

動物愛護管理法：動物の愛護及び管理に関する法律

基本指針：動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進させるための基本的な指針
（環境省告示）

推進計画：香川県動物愛護管理推進計画

懇談会：香川県動物愛護推進懇談会

連絡会：香川県動物愛護推進連絡会

作業部会：香川県動物愛護管理推進計画の改正に係る作業部会※

※香川県動物愛護推進連絡会設置要綱に基づいて設置される下部組織。香川県及び高松市の職員によって構成されている。

1 あいさつ（香川県動物愛護推進懇談会 中山会長）

- ・推進計画については、前回と前々回の懇談会において、見直し内容に関する議論をしてきた。このほど、当懇談会事務局から推進計画の「改正素案」が提出された。
- ・この改正素案は、動物愛護管理法の改正や県内の動物愛護管理に関する現状等を背景とし、今後 10 年間、香川県の「人と動物との調和のとれた共生社会作り」に向けての方向性を示すものである。本日も委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴したい。
- ・また、本日は犬及び猫の引取りガイドラインの改正、譲渡動物に関する情報提供の拡充についても事務局から説明があるので、これらについても御意見を願いたい。

2 議題

（1）香川県動物愛護管理推進計画の改正素案について

作業部会からの説明

- ・前回の懇談会で示した推進計画改正の骨子案をもとに、改正素案を作成した。推進計画のうち、「IV 具体的な取組み」の改正内容については、資料 1 のとおりである。
- ・骨子案では、特定動物についての記述が 2 つの施策にまたがっており、整理、集約した方が良いというご意見をいただいた。しかし、特定動物は取扱いに十分な注意が必要であり、動物取扱業者が管理する場合と一般の飼い主が管理する場合とで違いがあると考え、あえて 2 つの施策（施策 1 と施策 4）に記述することとした。

▼資料 1：香川県動物愛護管理推進計画の改正素案について

事務局からの補足説明

- ・改正素案の中の「実現に向けての指標（数値目標）」を見直し、資料2のとおりとした。
- ・目標の1つめ「平成35年度の犬猫の引取り数を平成16年度比で75%減」は、国の基本指針にも掲げられている目標である。頭数に換算すると、「平成16年度7,426頭 → 平成35年度1,850頭」となる。
- ・目標の2つめ「平成35年度の犬猫の返還・譲渡数を平成25年度比で倍増」は、本県が独自に定めた目標である。頭数については、25年度の返還・譲渡数がまだ確定していないので、確定後に基準となる頭数が決まることとなる。
- ・目標の3つめ「平成30年度の犬猫の所有者明示実施率を平成25年度比で倍増」について、国の基本指針では10年間で倍増という目標が掲げられているが、本県の場合は実施率が低いこともあり、半分の期間での実施率倍増を目標にした。

▼資料2：実現に向けての指標（数値目標）

▼資料（資料番号なし）：香川県動物愛護管理推進計画（改正素案）

▼資料（資料番号なし）：香川県動物愛護管理推進計画（現行計画）

▼資料（資料番号なし）：香川県動物愛護管理推進計画（新旧対照表）

委員からの質問・意見

●尾崎委員

県内の殺処分数が多い原因は何か。

◇事務局

行政に収容される犬猫の多くは野良犬・野良猫であり、人に馴れていないがために、なかなか譲渡が進まない。野良犬・野良猫が多い原因としては、温暖な気候で越冬が可能なこと、住处となる山林や海岸部等とエサ場となる住宅街が近く、食物の調達が容易であること、野良犬・野良猫に無責任にえさを与える者がいること等が考えられる。無責任なえさやりにより、動物の栄養状態が良くなり繁殖力も上がるため、飼い主のいない子犬・子猫の引取り数も多い。

●板坂委員

自宅の近所に犬が多数住み着いている家があるが、家主は別のところに居住し、えさだけを与えているようだ。このような事例について、行政の方で対応することは可能か。

◇事務局

犬の場合は、狂犬病予防法に基づき、捕獲や抑留が可能である。ただし、飼い主がいる場合は、飼い主の財産になるので、即時強制的に引き取ることができると言われれば難しい。

●寺島委員

改正素案の内容は良いと思う。しかし、文末の言い回しについて、現行計画では「積極的に進めます」となっているところが、改正素案では「情報提供に努めます」となっている等、少し表現が弱いのではないか。

◇事務局

修正を検討したい。

●保田委員

犬の所有者明示措置の実施率は、狂犬病予防法に基づく登録をしている犬の頭数をもとに算出しているのか、それとも登録していない犬も含めてのデータか。猫の場合は、飼育数自体を把握することが困難であるが、どのように所有者明示措置の実施率を算出したのか。

狂犬病予防法に基づく登録がされていない犬については、現在、こういった対応をしているのか。

◇事務局

犬の実施率については、飼われている犬を対象にしている。犬・猫の実施率については、資料2の3ページで示したデータについては、香川県県政世論調査の結果を引用している。

犬の登録と狂犬病予防注射は法律で飼い主に義務付けられていることであり、今後も啓発や指導を進めていきたい。

●保田委員

室内飼いだからといった理由で、登録や狂犬病予防注射を受けずに飼育されている犬も多い。所有者明示措置の実施率を求めるのであれば、市町や自治会と協力連携して、実際に飼われている犬の頭数を把握することから始めてほしい。頭数の把握は狂犬病予防注射の接種率向上にもつながると思う。

◇事務局

犬の登録・狂犬病予防注射については、市町の所管事務になっているので、市町や開業獣医師ともより一層協働し、登録率、接種率を上げていきたい。

●保田委員

香川県は殺処分率が全国ワースト1位、狂犬病予防注射接種率が全国ワースト2位である。施策9の動物由来感染症対策の推進にも関連するが、接種の呼びかけをもっとしてほしい。これまで何十年も狂犬病の発生がなかった台湾において狂犬病が発生したことはご承知のとおりであり、同じ島国である日本においていつ狂犬病が発生してもおかしくない状況である。来年度は、高松市の広報誌から狂犬病予防注射呼びかけの掲載がなくなると聞いているが、最低限、従来してきたことは継続してほしい。

◇高松市

集合注射会場の案内については掲載が難しくなるかもしれないが、狂犬病予防注射の実施時期や、狂犬病予防注射の必要性の啓発については、来年度もこれまでどおり広報誌に掲載する。

●保田委員

接種率向上には、集合注射の実施日時を積極的に広報することが必要だと思うので、その掲載もできれば検討していただきたい。

●鶴岡委員

以前に比べれば、県内の野良犬はかなり減少した感がある。また、獣医師が飼い主に対して、狂犬病予防注射や各種ワクチンの必要性、動物飼育に関するマナー等について熱心に説明しているので、飼い主の知識や意識は向上してきていると思う。ただ、地域的にはまだ野良犬が多い所もあるので、今後も保健所等による対策が必要である。

●保田委員

施策 11 の動物愛護管理の拠点作りについては、先月の県議会の委員会でも取り上げられていたが、県内に動物愛護管理センターがないことが、譲渡率が低迷する一番の原因だと思う。拠点作りについては、今後どのような予定になっているか。

◇事務局

報道にもあったが、香川県と高松市で施設整備も含めて協議する会を設ける。

◇高松市

県との協議会を設け、譲渡率向上に向けて、ハードとソフトの両面から検討していく予定である。

(2) 犬及び猫の引取りガイドラインの見直しについて

事務局からの説明

- ・改正前の動物愛護管理法では、緊急避難的な位置付けではあるものの、行政が所有者から犬猫の引取り求められた場合には、これを引き取らなければならなかった。
- ・そこで、行政側が安易に引取りを行わず、飼い主に終生飼養を促すため、また引取りを求める飼い主への対応方針を各保健所間で統一することを目的としてガイドラインを作成し、平成 22 年 4 月 1 日から施行した。
- ・平成 25 年 9 月施行の改正動物愛護管理法では、行政が引取りを拒否できるケースが規定された。引取りを拒否できる条件を具体的に示すため、ガイドラインを改正し、平成 25 年 1 月 20 日から施行した。
- ・改正後のガイドラインも、従来のもと同じく、引取りを求める飼い主への事前指導の徹底、引取り数の減少と譲渡数の増加を図ることに重点を置いている。

▼資料 3：「香川県犬及び猫の引取りガイドライン」の見直しについて

委員からの質問・意見

●保田委員

犬猫の引取りを拒否された飼い主が動物を遺棄する可能性もあるが、どう対応するか。

◇事務局

ガイドラインの第一の目的は、飼い主に責任を自覚してもらい、継続飼養を促すことであるが、ご指摘のとおり遺棄のおそれもある。生活環境の保全に支障が出るようなケースでは、最終的に引き取らざるをえないこともある。また、動物の遺棄については、警察とも連携を図りながら対応していきたい。

●中山会長

保健所の窓口で、犬猫の引取りを求める飼い主とトラブルになるようなケースはあるか。

◇事務局

飼い主が引取りを求める理由は様々であり、ガイドライン作成から間もない頃には、不満を口にする方もいたようだ。最近では、職員の粘り強い指導により、保健所は容易には引取りをしない、飼い主には終生飼養の責任がある、という意識が浸透してきたと感じている。

(3) 県ホームページを活用した、保健所に保護・収容された動物の情報提供拡充について

事務局からの説明

- ・保健所に保護・収容された動物を元の所有者へ返還することを目的として、香川県では、平成24年6月より県ホームページに迷子動物の情報を掲載している。
- ・動物愛護管理法と基本指針の改正や、譲渡ボランティア制度の創設を踏まえ、平成26年1月20日から、県ホームページを資料4のとおり変更する予定である。
- ・主な変更内容は、譲渡ボランティア名簿と譲渡対象動物の掲載開始である。

▼資料4：県ホームページを活用した、保健所に保護・収容された動物の情報提供拡充について

委員からの質問・意見

●中山会長

高松市保健所では、県に先駆けて譲渡動物の情報を市ホームページに掲載しているが、成果はどうか。

◇高松市

譲渡ボランティアの情報については、本人の公開・非公開の希望に沿ってホームページに掲載している。また、「現在この犬が譲渡ボランティアのもとにいます」といったような情報も掲載している。情報をホームページに掲載するようになってから、掲載情報を利用する方が増えたと感じている。来年度は、より分かりやすいホームページを作成したい。

●中山会長

譲渡対象動物の情報提供は、殺処分率を下げるための“出口側”の対策であ

り、アイデアである。県の方では、譲渡ボランティアの登録は進んでいるか。

◇事務局

個人・団体合わせて、3組にご登録いただいている。

委員からの質問・意見（会議全体を通して）

●尾崎委員

狂犬病予防注射接種率が低く、犬の正確な飼育頭数も把握できていないということであれば、まず狂犬病予防注射接種のキャンペーンを行うことから始めてはいかがか。接種は法律で義務付けられていることであり、キャンペーンにより接種頭数を増やし、それに付随して実際の飼育頭数を調査、把握していくという取り組み方もあると思う。

また、推進計画は様々な人が目にするものであるため、義務として定められている事項については、強い表現を用いてよいと思う。

◇事務局

推進計画は環境省所管の動物愛護管理法に基づくもの、狂犬病予防法は厚生労働省所管の法律ということではあるが、どちらも同じ「犬」という動物に関するものであり、密接な関係がある。犬の登録と狂犬病予防注射については、市町や獣医師とも連携協力して、登録率と接種率の向上につなげたい。

●保田委員

動物を飼うということは家族が増えるということである。保健所が行う譲渡講習会は平日の昼間に開催されているが、それでは家族揃っての参加ができない。譲渡率を向上させるためには、休日開催も考えていただきたい。

◇事務局

休日開催を今すぐ実施することは困難であるが、検討すべきことだと認識している。

●山本委員

野良犬・野良猫の問題は以前から存在していた問題であり、これからも続いていく問題である。このような問題に対する取組みというものも、作業部会によって推進計画に盛り込まれていると思う。具体的な取組みについては、県と市町が連携を図りながら、地元や住民に働きかけていけたらと思う。

●長尾委員

譲渡ボランティア制度が始まって4か月経過したが、実績はどうなっているか。

◇事務局

正確な数字は今すぐに出ないが、譲渡ボランティアの方へ動物を譲渡した実績はある。

●三野委員

子どもへの啓発は、教育委員会や学校を通じて一斉にできれば効果的だと思う。犬猫の実飼育頭数を把握すべきという話が出ていたが、猫については本当に難しいことだと思う。突き詰めて考えると、香川県は殺処分のデータも交通事故のデータも悪く、人間的なモラルの問題なのかなとも感じた。

●福家委員

実験動物の取扱いについては、各大学や研究施設ごとに委員会が設置され、適正な取扱いや緊急時対応について検討されていると思う。改正素案では、国際的規制や科学的知見に関する情報提供が謳われているが、具体的にはどういったことがなされるのか。

◇事務局

実験動物については、現状、どのような機関や施設で取扱いがあるのか県で把握しきれていない。基本指針にも、国が現状把握を行うという記載があり、何らかの形でアプローチできればと思っている。実験動物や産業動物に関して具体的な施策や計画を立てた際には、懇談会で報告したい。

●保田委員

施策7「子どもたちへの呼びかけ」についてだが、鳥インフルエンザ等の影響により、現在では学校で動物を飼うことがかなり少なくなった。県としては、今後、どのように施策7を進めていくつもりか。また、学校側がどう考えているのかについても聞きたい。

◇事務局

現在、動物を飼っていない学校に対しても動物飼育を奨めるということではない。今後、教育委員会とも連携を図りつつ、学校を対象にアンケート調査を実施したり、動物を飼育している学校に適正飼養の普及啓発を図ったりといったアプローチをしていきたい。

3 その他

◇事務局

推進計画の改正について、今後のスケジュールを説明する。

- ①本日の懇談会での意見等を参考にして、今後、事務局で改正素案の修正を行う。
- ②平成26年1月17日に、県庁内の関係部署で構成される「連絡会」を開催し、改正素案が決定される。
- ③1月下旬から1か月間、改正素案のパブリックコメントを実施し、広く県民の意見を求める。
- ④パブリックコメントで寄せられた意見等も踏まえ、懇談会長の了承のもと、推進計画の最終改正案を懇談会委員に報告する。

●尾崎委員

各施策や目標が定まった後には、さらに細かい施策や事業を詰めていくこと

になると思うが、それらも推進計画に記載されるのか。

◇事務局

推進計画はあくまで基本的な計画なので、細かい施策については推進計画に記載しない。重点項目や年度目標のようなものについては、懇談会で個別に報告していく。

●中山会長

細かな言い回しなど、施策に大きな影響を与えない軽微な変更については、会長の私にご一任いただきたい。本日は、各委員から貴重な御意見を賜り、感謝申し上げます。今後とも委員の皆様と連携して、香川県の動物愛護管理がより良い方向に進んでいくことを願う。

閉会のあいさつ（香川県健康福祉部 山田次長）

- ・推進計画の見直しにあたっては、動物愛護管理法の改正だけではなく、犬の殺処分率が全国ワーストという香川県・高松市の現状に対する危機感を持って施策を検討してきた。施策 11 については、近く香川県と高松市とで協議会を立ち上げ、ソフトとハードの両面から検討、対応していきたい。
- ・犬猫の引取り数の減少、返還・譲渡数の増加、所有者明示実施率の向上という 3 つの数値目標を掲げたが、現状からは極めて厳しい数字である。あえて厳しい目標を設定したのも、殺処分率全国ワーストという不名誉な事実が、県全体のイメージダウンにならないようにとの強い決意の現れであるので、ご理解いただきたい。
- ・本日の会でご意見いただいた狂犬病予防注射の件については、推進計画の中でその必要性等に言及できないか検討したい。
- ・引取りガイドラインの改正や、ホームページによる情報提供の拡充についても説明したが、県、市町、獣医師会、動物愛護団体等、相互の協力と連携が必要である。
- ・懇談会で推進計画の改正について審議するのは、今回が最終の予定ではあるが、連携・協働のネットワーク作りの観点からも、委員の皆様方には引き続きご指導賜りたい。

以 上